舊中國の田面慣行

——田面の轉頂と佃戸の耕作權——

草野　靖

はじめに
一　田面の轉讓形式—官頂と私頂
二　官頂規制の後退と頂價の高騰
附項1　通常永租田の轉替と工本の私酬
附項2　鋪底慣行
三　田面の頂價による奪佃の抑制と佃戸耕作權の相對的安定
おわりに

はじめに

今日まで田面慣行に對する正しい理解を妨げてきた原因の第一は、清末民國初期に近代民法典が輸入されてのち司法行政界に產れた近代的永佃權と田面の舊慣との類比がそのまゝ社會科學に持ち込まれて田面が永佃權の術語を以って表示され、永佃權＝田面權と措いて、この權利は隨意買賣・質押・讓渡・繼承することのできるものであるなどと規定されたことにある。田面にともなう諸々の權利、法的慣習的效果を永佃の一點で促えて單一不可分の權利としたこの措定は田面の概念を生產手段の所有者と生產勞働に從う者との社會關係を表わす範疇から沒歷史的な空疎な權利概念に轉化し、田面慣

行を地主佃戸關係の場で促え、地主と佃戸との、つまり人と人との、社會關係の表現としてこの慣行の內面的構成に立ち入って具體的歷史的に生成發展消滅の過程を追究する途を閉ざしている。

田面は佃戸が自から資財勞働を投じて租田の開墾・肥培熟耕・水利の開發改善などを行ない地力を增進させた場合に發生し、その物質的基盤は佃戸の資財勞働所謂佃戸工本錢にあった。佃戸はこの工本を投じたことにおいて工本錢の償還請求權と工本投資の成果たる租田增益の收取權とを持ち、更に前者に據って租田＝田面の轉頂（杜頂・活頂）權と抵當權を、後者に據って租田＝田面の轉貸收租（小租・面租）權、典當權、及び不許自由增租奪佃の權利を得ていたが、[1] これら田面の權利、法的慣習的效果は、地主所有權との抗爭を通じて、租田をめぐる地主佃戸及び周邊農民相互間の社會關係として發展的に構成され、また變質衰退してゆくものである。

永佃の問題もこの抗爭關係の一面である。租期の長久化は何も田面に固有の屬性ではない。地主階級の最大の關心事は租田果實の收取にあり、佃戸が租課を滯納するとか正當な增租を拒むとかその果實の收取を妨げる事態を生ぜぬ限り、租佃關係は維持されるのが常であった。その利益が保障されていながら尙且つ進んで解約招佃の勞を負い頑佃を呼び込む危險を犯す愚者はいない。租佃關係の安定繼續は地主にとっても望ましいことであった。田面の發生によってもたらされた新しい事態は、租期の長久化ではなく、佃戸の耕作權が工本錢償還請求權に裏打ちされ、且つこの工本錢償還請求權が田面の轉頂を通じて次第に肥大し地主及び農民一般の奪佃を抑制して地主の租田果實收取權の行使に立ちはだかる障壁となったことである。本稿はこの工本錢償還請求權の働きを檢討することにおいて田面の權利の構成關係（權利發達の歷史過程ではない）を明らかにしようとするものである。

引用文獻略號

民商事―中華民國司法行政部編『民商事習慣調査報告錄』一九三〇年五月。

資料正・資料續―馮和法編『中國農村經濟資料』上海黎明書局、一九三三年六月、『同・續編』同、一九三五年八月。

一　田面の轉讓形式—官頂と私頂

田面の交易は「頂」の字を以って表現された。その語義は、民商事の黑龍江省龍江縣の項に、耕地の境界に雙方から二・三尺の幅の土地を提供し合ってこれを耕種時の牛馬旋廻の場に充てる習慣のあることを傳えて「頂地には須らず磨牛地を留む。頂地とは即ち甲地と乙地の地頭が接連するの謂なり」と記し、また『國語辭典』に代替の意味があることを記しているから、現佃戸がその租田を別人に代替接耕させることと解される。田面を手放すことは轉頂・頂撥・頂替・頂與・頂退と言い、田面を受けることを承頂・受頂・頂耕と言い、交易の契書を頂契、代價を頂價と呼んでいた。交易の形式には二つあり、典質・抵押・活賣に當るものを活頂・押頂・活撥・暫退と言い、絶賣に當るものを杜頂・永頂・實頂・杜退と呼び、また小賣とも呼んでいた。

田面交易の手續きは、田面の轉頂者と承頂者との間で頂契を立てて租田と價錢とを交付し承頂者から地主＝田底主へ租契＝認租字を納めて完了したが、[2] この田面・價錢の交受形式には官頂と私頂の別があった。民商事の浙江省上虞縣の項に官頂私頂と題して、「官頂とは業主が直接に佃戸に頂與するもので、頂契を立てて契內に『頂佃の價若干、退佃の時は原價に照して給還すべし』と明記する。私頂は佃戸が他の佃戸に轉頂するもので、やはり頂契を立て、契內の頂價を記す部分を空白にしておいて將來收回する際に空白の部分に時價に照して補塡し、『照時價回贖』と呼んでいる」（四八六頁）と記し、また同省龍遊縣の項に「官頂私頂は上虞縣だけでなく龍遊縣にもある。惟だ上虞では頂契內に『回贖を可以す』と明記するが、龍遊では頂約內に均しく『永しえに價を找めず、永しえに回贖を准さず』という文言を載せ、その結果轉々と相頂して所有權者が遂には原狀を回復できなくなる點が異っている」（四九二頁）と記している。上虞縣の私頂は活頂＝活賣であるが、龍遊縣のそれは杜頂＝絶賣である。

この報告に據れば、官頂と私頂とは、第一に官頂では田面が地主の手によって直接他の佃戸に頂與されるが、私頂では

田面は地主の手を經ずに佃戸から他の佃戸へと頂與される點が異なっている。この限りにおいて、官頂私頂の相違は江蘇省松江縣の慣習で「田を收めて另に（佃戸を）召す。是れを召頂と謂う」「另に（佃戸を）召して接耕せしむ。是れを外頂と謂う」（三四二頁）という召頂・外頂の別に合致し、また湖北省竹山縣の慣習で「將來（田面主）乙が耕種をのぞまぬときは、彼が人に委せて價を定め（其憑人作價）丙・丁に轉頂し、或いは（田底主）甲に回頂するを聽す」（五六二頁）という回頂・轉頂の別に合致する。官頂は回頂召頂であり私頂は轉頂外頂であると言うことができよう。因みに嘉靖龍巖縣志卷二土田の項には田底を官人田、田面を糞土田と呼ぶことを傳え、前者の名稱の由來を「官人とは即ち主人なり。是の田に主たりて賦を官に輸す者を謂う」と記しているが、[3] 官頂の官も同樣の用法に從うものであろう。つまり官頂は主頂、私頂は佃頂の謂である。

回頂召頂と轉頂外頂の相違はまた官頂では承頂者が地主よって選擇されるが私頂では佃戸によって選ばれるという相違を產む。民商事の浙江省嘉善縣の項に「如し田面權を保有する佃戸がその田面權を他人に移轉せんとするときは必らず業主の同意を求めて方めて移轉契約を成立させることができる。蓋し永佃人に人を得るか否か、彼が能く正直に心を用いてその田面を經營するか否か、また能く契約に從って租金交付の義務を負うか否かは、均しく所有權者（＝田底主）の權利に關わりがあるからである」（四六五頁）と記すのは、この官頂の規制を傳えるものである。私頂になるとこの規制は消える。熱河省の隆化・圍場・平泉等の縣の慣習で「佃戸甲より乙に轉頂し、乙より丙に轉じ、相互に推遞する。何人に移轉するも業主は干涉するを得ず」（七一〇頁）と言い、湖北省黃梅縣の慣習で「佃農が耕地を承攬せんとする時は須らず先ず該地の原佃農よりその土地の佃權を購入せねばならず、俗に『買莊』といい、直ちに耕種して差支えない（即可耕種）。ただやはり租田字據一紙を立てて地主に納めねばならぬが、このほかに手續はない」（『豫鄂皖贛四省之租佃制度』一九三六年、二七頁）というのはこれを示すものである。

更にまた、官頂では頂價に對する地主の規制が加わるが私頂ではこれが消えるという相違があった。前述の上虞縣の官

頂では頂契に「退佃時可照原價給還」と明記していた。陝西省盩厔縣の「頂地不得加增原價」と題する報告にも、「盩厔の頂地には頂地の初めに頂價若干と定めるものがあり、展轉相頂するとも初めの頂價を越えてはならぬ。若し承頂人が價を加えて轉頂するときは業主が出て干渉することを准す。如し承頂人が土地を外頂せんとするときは業主は價錢を整えて回贖することができる。その外には業主は回贖を強いることを准されない」(民商事六六六頁)とあって、初契價格遵守の規制の存在を傳えている。なおこの規制が業主の頂地回贖とあわせて記される點は留意すべきである。私頂にはこの規制はない。前引湖北省竹山縣の報告に「將來(田面主)乙が耕種をのぞまぬときは、彼が人に委せて價を定め(其憑人作價)、丙・丁に轉頂し、或いは(田底主)甲に回頂するを聽す。均れも祇だ現在の形勢に就いてのみ論じ、該承頂人が千元も賺をしようと—如えば屋宇の建築とか植樹造林とか墾荒成田とかで—或いは五十元も折をしようと—如えば屋宇の被水倒壞や森林の伐採などで—均れも甲に渉りは無い」(五六二頁)と記し、また喬啓明『江蘇崑山南通縣の慣習として「若し農民某が田を租りて耕種したければ先ず須らず該田を耕種する佃戸と田面の價を相談しなければならぬ。若し話がまとまったらそれから業主のもとに出向いて承攬據を立て耕種する」(資料正一〇六頁)と記すように、頂價は中人を介して租田の現勢に據って評定される。要するに官頂は地主が行なう回頂召頂であり從って地主による佃人選擇と頂價裁定の規制が働き、原頂價の遵守が要求されるが、私頂は佃戸が行なう轉頂であり從って佃人選擇や頂價の評定に對する地主の規制が消える、ということができよう。

官頂と私頂とこの二つの田面の轉讓形式のうち、本來の形式を示すのは官頂であろう。何故なら田面は本來地主が負擔すべき租田の工本を佃戸が替って負擔し佃戸が地主に對して工本錢償還請求の權利を持つことにおいて發生し、轉頂は地主が工本償還の請求に應じ得ない場合に佃戸が田面を別人に讓渡して工本を回收するという形で派生したものであるからである。④ 乾隆崇明縣志卷四田制には、「其の日用の薪米・酒漿・傭工等の費は統べて圩田工本と曰い、皆產主より佃戸に清償すべきものなれば、遂に己產の買價の內に一價名を設けて以って之れを償ない、承價と曰う。如えば承受の承なれば

産主に對して言うなり。如えば相承の承なれば後佃に對して言うなり」と記しているが、工本の償還は租田の回頂によって行なわれるのが原型であり、轉頂による收回はその派生型である。これは押租田において退佃する佃戸に地主が押金を退還し得ない場合に租田の轉頂が行なわれたのと同様である。[5] 官頂＝回頂が地主先買權の表現であったことにも注意せねばならぬ。田面は地主の所有地に設定されたものである。從ってこの田面が別人に轉讓される場合には當然に地主が第一番に收買する權利を持った。民商事の山西省岢嵐縣の項に「推讓租地、先儘原出推人」として「如えば山地所有人某甲がその山地を以って某乙に租與して墾種させたとして、某乙が墾種をのぞまぬ時は應さに先ず某甲に推與すべく、受けざるときに始めて某丙に推與す可し。その後某丙が墾種をのぞまざればまた應さに先ず某乙に推與すべく、某乙が受けざるときにのみ他人に推與す可し」（二七一頁）と記すのは、これを示すものである。この先買權は地主が田面收回の意志を持たぬ場合にも決しておろそかにできないものであった。何故ならこの權利は田面が好ましからぬ人物に讓渡されるのを防ぐ手段となるからである。同じく民商事に、直隷全省の旗地の慣習として「地主の買（賣）地は祇だ能く租を售るのみ。並びに先ず佃戸に留買せしむるの習慣あり」（二三頁）と記して有田面の佃戸に田底先買の權利があったことを傳え、また同省保定所屬各縣の項に、この先買權設定の所以を「佃戸が旗產を租種して歷年租を納め並びに拖欠なきとき、もし該地を他人に轉售せんには佃戸の利害關係において影響なしとせず。故に習慣として原佃留買を以って旗產處置の方法と爲す」（三一頁）と解說しているが、こうした事情は地主においても變りはない。これらのことから先ず原則的に官頂が本來の田面轉讓法であったと判斷できる。

歷史的に官頂が私頂に先行したことを示す文獻もある。康熙二〇年（一六八一）刊の崇明縣志卷四田制は「數百年相沿、歷代不易」の「田地の制」として、田面＝承價の轉讓手續きを

凡佃不願耕種者。退還主家。不許私相授受。

と記し、乾隆二五年（一七六〇）刊の崇明縣志卷四田制は、至元建治以來定例の承租承佃法として

佃有故出售。必先聞之產主。產主不受再覓售主。亦必先批主家買價後得佃戶承價。斯爲明正。非此則法所不許。

と記し、現佃戶が耕作をやめるときは私相授受＝私頂をせずに先ず業主に退還して收回の意志の有無を問い、業主に收回の意志がない場合に別に承頂者を求めるのが法令に許される正しい手續きであったことを傳えている。また明代の日用百科全書で、萬曆二七年（一五九九）刊・三台萬用正宗卷一七民用門・文契類に收める「佃田文約」の書式（同卷「退佃田土文約」も略々同文）は、「出賠價細絲銀若干」という文言があって賠田＝皮田の佃契であることを示しているが、退佃に就いては「不願耕作、將田退還業主、接取前銀、兩相交付、不致留難」の誓約文言を載せている。これは萬曆三五年刊學海群玉、萬曆刊萬錦全書に收める佃田文約・退佃田土文約でも同樣である。天啓刊・雜字全集に收める「佃批式」も、「出糞質銀幾兩正」の文言が糞質田の佃契であることを示しているが、同樣に「如不愿耕、將原田送還業主、接取前銀、兩相交付、不致留離」の誓約文言を入れている。[6] この誓約文言は回頂及び原契價遵守（＝接取前銀）の官頂規制に從うことを誓うものである。これらの文獻は、田面の轉讓法が歷史的に官頂を原型とし且つそれが法令で許される唯一の正しい手續としてその建前が永く遵守されたことを傳えるものである。

なお藤井宏氏『中國に於ける「耕作權の確立」期をめぐる諸問題—狂暴な學問彈壓に對する不屈の抗爭記錄—』（一九七二年、七〇—七三頁）では「康熙・乾隆兩志の各卷四の田制の記事全體を通觀比較」し、前引の二つの記事を對照して、康熙志の頃には「佃戶が佃權を第三者に讓渡することが許されなかったのが」康熙志の刊行から乾隆志の刊行「に至る約八十年間に佃權の成長が右の如くに見られる」とか、「乾隆志の頃でもまだ佃戶は完全な田面權は獲得しておらず、田主の先賣權を認めざるを得ない狀況下にあ」ったとか主張されているが、全く理解に苦しむ。官頂も私頂も佃戶自身の意志による田面の讓渡處分であることに變りはない。康熙志の前引の記事は「或前佃於批田人情外另有過頭銀兩。彼此交代當還。名曰過投」と續き「前佃より田を過わして後佃に與え耕種させる」ことが明記されている。また卷末近くには批書・承管・承賣契・賣契・承契・認租票の解說があり田底田面がそれぞれ獨立して交易されていたことを知らせている。[7]「康熙・

乾隆兩志の各巻四の田制の記事全體を通觀比較」した人は、問題とする記事がともに「數百年相沿、歴代不易」「自至元建治以來、歴今四百餘年。恪遵無斁」(康熙志)「至元建治來永爲定例」(乾隆志)ものを記すことを知る筈である。藤井氏はこの「數百年相沿」は「その根據が明確でなく信用出來ない」「それは精々民間の口碑の類で」あろうと主張されるが、康熙志の問題の記事は、冒頭に「元の至正十二年(一三五一)に崇明鎮を升して州と爲したとき」(元史世祖紀は崇明州の建置を至元十四年・一二七七・六月丁亥とする)「世に崇明十六字令甲と稱される」「三年一丈、坍則除糧、漲則撥民、流水爲界」の制が確定したことを記し、いわばこれを標題として詳しく考説を加える形で載せられているものである。崇明の田面慣行は田制上はこの十六字令甲の上に成り立っている。「數百年相沿」には明確な根據がある。問題の兩志の記事は決して康熙志の頃とか乾隆志の頃とかの實狀を述べるものではない。それは一田兩主慣行(買價・承價)の概要を傳うべく舊い記錄を採ったものである。買價承價分管の慣行は康熙前の舊慣に屬し、康熙乾隆時の新開地では既に消滅して田面慣行は變質を遂げていた。[8] 康熙乾隆期の實狀はこの變化を檢討して始めて明らかになるものである。

二　官頂規制の後退と頂價の高騰

近代の農村慣行調査報告に紹介される田面の頂約は、殆んどすべて頂價を「時値頂價洋△△元正」などと記し、私頂が支配的であったことを示している。官頂規制が實効を失って形骸化した原因は、恐らく頂價を原額に固定することがそもそも無理であったことに加えて、地主の寄生化が租田轉頂の權を實質上現佃戸の手に委ねることになって、轉頂のたびに頂價が添增されていったことにあると考えられる。

田面の價格は、田面發生の初めは前引の乾隆崇明縣志に「一其日用の薪米・酒漿・傭工等の項は統べて圩田工本と曰い、云々」と記されていたように築圩造田に投ぜられた工本錢額に合致しているが、しかし田面の頂價は決して原工本錢額に固定できるものではない。築圩造田ののち歳月を經るうちに佃戸の熟耕肥培や施設の改善によって地力が增進すると

とがある。民商事は、福建省長樂縣の慣行として「洲田の佃戸が如し耕作に勤勉でその田地に收益を增さしむるときは、田主は他人に另佃するを得ず。たとえ故あって變賣するもまた須らず原佃戸と議定して方めて出賣を可さる」（五四六頁）と記し、また湖南省衡山縣の慣習として、田屋山林等の承佃が十餘年或いは數十年に及んでその間に缺租なく、地主は乙より丁へ、佃戸は甲より丙へと世代が遷った時點で、地主丁と佃戸丙との間に不和を生じて丁が丙に退佃を迫り、丙が「該田山は父甲が承佃して耕作すること有年しく、嘗て某處の山場を開墾し、某山に樹株を種植し、某方に房屋を修築し、工若干・費若干をついやす。若し數の如く返還せざれば退佃を許さず」と主張するときは、丁は一席を設けて第三者の「戊・己等に請い場處にて議定したうえで確實な開墾種植修築の費に就いて出資償還を勸告させる。この種の費用を出退費という」（六一八頁）と記し、佃戸の勤勞によって開墾・地力增進・植林・修屋等のことがなされた場合に第三者―恐らくは鄕村の中保―に依賴して租田の現狀に據って佃戸が取償すべき工本錢額を議定させる慣行があったことを傳えている。また綏遠省に「地を贖なうに工本を加える」慣習があったことを傳えて「蒙古の未開墾の地では租種の人は殊に資本を費やす。例えば築堤・打壩・修堰及び引水灌漑等の費など必要經費が甚だ大きい。そこで立約の際は往々『日後回贖の時は須らず租價（＝原價）の外に工本若干を加う可し』との文言を明記する」（一二八五頁）と記している。こうしたことは一旦田面が成立した租田においても起り得る。逆に佃戸の不注意・怠惰或いは自然災害等から地力が減退することもある。こうした事情から、田面の頂價は官頂規制が働いていた場合にも退佃時の現勢が問題となった筈である。事實、元の陶宗儀の輟耕錄に收める釋怨結姻の說話は地主の幹僕・立券人を混えた租田引渡しの場で「穀・田相侔しからず」（地力が乏しい）という承佃者の主張によって前佃の受領すべき工本錢額の一割が値引きされたことを記し、租田の現勢に據る頂價議定の慣習が早くからあったことを傳えている。また前引の明代の佃契に見える「將田退還業主、接取前銀、兩相交付、不致留難」の誓約文言は、退佃の際に佃戸が租田を押えたまま樣々の理由口實を持ち出して前銀＝原頂價の加增を要求していたことを明示している。

こうして改佃のたびに租田の現勢評價が問題になって現佃戸が頂價の添增を主張し、更にその主張に承佃を求める農民達の競爭がからんでくると、頂價は投資工本錢額の外に種々の要素を加味して、計られるようになり、原頂價は勢い變動を免れない。租佃者にとって田面の持つ現實的な意味は、田面の取得によって入手する租田の增益にある。それ故に傅衣凌氏が紹介する嘉慶一七年（一八一二）の田面の賣契に「有小租谷貳碩大。今來要物應用。情愿將此小租托中。送與憑漢琳族侄邊。出頭承賣小租爲業」という文言があり（『明淸農村社會經濟』一九六一年、五八頁）、魏頌唐『浙江經濟紀略』（一九二九年）の浙江省武進縣の田面慣行の解說に「佃農は得る所の利益を以って他人に轉售する」（『中國經濟年鑑』一九三四年、G一八六頁）と記す如くに、田面の轉頂が小租・利益の轉賣と意識されるのであるが、この小租＝租田增益の社會的價値は農產物市況の變動や租田の需給關係に應じて變動するから、頂價も同樣の關係で計られる。更に進めば現在の增益ではなく今後追求し得る餘利が配慮されるようになる。劉大鈞『我國佃農經濟狀況』（一九二九年）は、浙江省「平湖縣の田底の價値は從來より額租一石に依って計算し、田が幾畝であるかは問わない」「田面の價値は從來より畝を以って單位とし、田底の賣買が額租一石を以って單位とするのと異なる」（一八五頁）と記しているが、收入が固定した田底の價格が底租の石數を以って計られるのに對して田面價は畝數を以って計られるというのは、追求可能な餘利が評價されていることを示すものであろう。無論「該田の墾種上の便利たると否とを以って頂首の多寡を定む」（民商事三八四頁、松江舊府屬縣田面）というような耕作上の便宜は常に配慮されたであろう。

こうして頂價の評定が動いてくると地主も何れは頂價を規制できなくなり、前後兩佃戸の協議のままに委ねざるを得ない。地主の原價規制が弱まれば田面價は一層容易に變動する。こうして「皮（租）多く骨（租）少なく、遂に一般の農民をして均しく田皮を重んじせしめ」「轉々相承くるに退脚（でんめん）銀兩をば漸次加增して以って退脚を田價より貴からしめ」（民商事四二三・四二四頁、江西省贛南各縣）とか、「土地が缺乏するほどに田面の價格も高くなり、たとえば近郊では田面の價格が往々にして反って田底より高い」（張益圃「江蘇省的土地分配與租佃制度」一九三五年、中國農村一―八、六五頁）とか、「田面田

底の每畝の價格には別に一定の基準はなく、全て現地の需給の關係と租額の輕重とによって變動する。時には田面の價格が田底の價格より高くなりがちである。云々」（『豫鄂皖贛四省之租佃制度』一〇九頁）といった形勢が出現する。この頂價變動の過程は頂價を規定する佃戸工本錢の概念が益々抽象化され、租田の墾耕熟成に投ぜられた勞働資財という具體的な意味が薄れて、遂には頂價が田價そのものと意識されるにいたる過程でもある。田面慣行は時に一田兩主制とも分割所有制とも表現されるが、こうした意識は無論田面發生の當初から存在したのではない。宋代では租田の轉讓を立價交佃・酬價交佃と表現し、酬價はまた資陪とも表現されていた。明代でもなお賠田の呼稱が用いられている。所有の意識は明らかに私頂慣行の發達と工本概念の抽象化とに應じて芽生えてきたものである。

田面の頂價が高騰すれば、田面の承佃者たる農民に就いて、それだけ資力の面からする選擇が强化される。從って頂價高騰の過程は承頂者たる農民が淘汰されてゆく過程でもある。その淘汰は頂價が添增されるほどに進み、頂價賠償の力を持つ農民は益々少なくなる。そして地主による召頂は益々容易でなくなり、遂には退佃者自身に承頂者の探索が委ねられるにいたる。こうして地主による頂價規制も佃人選擇の規制も現實的な意味を失ない、私頂が確立する。これは押金の高騰が押租田の私頂慣行を產むのと同樣である。[9]

附項1　通常永租田の轉替と工本の私酬

田面の轉頂をめぐる農民達の利害要求が原頂價を搖り動かしてゆく事情は通常永租田の轉替に就いてうかがうことができる。佃戸による租田の轉佃は別に有田面の租田に固有のものではなく、通常の永租田においても一定の制約をもって行なわれていた。民商事は、黑龍江省について、租佃期間內は佃戸はその租田を人に「轉租」できるが、但し必らず事前に地主の同意を得て始めて契約が結ばれるという報告を載せ（一二二・一二九・一五八・一七七頁）、江蘇省江北諸縣について「永佃權人は正當な理由ある時はまたその權利を放棄し、或いは他人に讓與して耕作させることができる。但し事前に須らず土地所有者の同意を得なければならぬ」（三二四頁、この永佃では每畝の收穫六百斤から佃租三百二十斤を納めている。田面

ではあるまい）と記し、福建省の閩清縣について「佃期を批定するものは、未だ期に滿たぬ間は他人に轉佃することができる。但し須らず地主の同意を得なければならず、そうしないと吊佃（撤佃）される」（五二九頁）と記し、福清縣について「租田既に久しければ、恒に以って人に轉佃し、中間にあって附租を抽收する」（五五五頁）と記し、福安縣について「前清の時には福安の田山地面は皆佃戸より人に轉替す」（五五七頁）と記している。

一定の條件の下で佃戸に轉替を許すのは、寄生化した地主が承佃者探索の勞を省いたことを意味する。黑龍江省では「屬境は新荒甫めて闢かれ、佃民は招戸に易からず」（一五四頁、通北縣）というような佃農勞働の不足から、租佃關係の中絶を恐れた地主が佃戸の租田轉替に寛容な態度をとったのであろう。逆に地狹人稠の地では佃農勞働の供給過剰から地主が坐して承佃の申し出を待つようになって租田轉替の權が實質上現佃戸の手に委ねられたようである。

地狹人稠の地では、租田の承佃は中保人の手を介して實現されていた。喬啓明『江蘇崑山南通安徽宿縣農佃制度之比較以及改良農佃問題之建議』（一九二六年）は、「農民が爲佃をするには須らず承攬を出さねばならぬ。その過程では必ず紹介の手續を經なければならぬ。紹介者の無い佃戸には地主は田地を租給えようとはしない。だから凡そ爲田をせんとする者は多く親友の紹介を求めて方めて望みをかなえている」（資料正一〇五頁）と記し、安徽省當塗縣の慣習調査（一九二七年）に「農民が地主の田畝を佃りるには、必らず先ず確實な保證人と相當の押金を用意し、地主に申し出て田畝を承種したい旨を表示せねばならぬ。地主の審察を經て資格に適なうと認められ承種を許されると、直ちに保證人にまかせて押金の額を議定し、契約を立てる」（東方雜誌二四―一六、一三二頁）と記し、河南省の汝南・上蔡・方城縣域の慣習を「凡そ新規に耕地を承攬する佃農は必ず先ず中人に賴んで地主に仲介してもらわねばならぬ。仲介者は地主の前で、佃農本人の人柄、家庭の狀況、來歷、家族の人數、耕作人數、役畜の種類・頭數と農具などをそれぞれに詳說する。地主の許可を得ると後日を約して仲介者と佃農とが同席し、一切の手續きを定める」（『豫顎皖贛四省之租佃制度』二二五頁。本書二四―二九頁はこの慣例を數多く記す）と記すのは、この慣行を傳えるものである。

この中保介紹の持つ意味は、これを地主自身による佃農の召請に比較するとき自から明らかになる。

（江西省宜黄縣）佃農が耕地を承攬する情形はほかと全く異なり、常に地主が直接に佃農を召請して耕種させている。佃農はやはり佃田字據を立てて地主に提出せねばならぬが、ただし手續は極めて簡單である。こうした情形が生れた原因は二つに分けられる。一は佃農が資本に乏しく佃種する力がないためである。（中略、以下に「赤匪騒擾」後の佃農の流離と農民の貧困を言う）一は地主の（公課の）負擔が過重で必らず佃農を召請して自分の土地を耕種させねばならぬからである。本縣はしきりに天災匪患にあい、人口が激減し、良田美地は有つても耕作者に乏しい。しかし地主は毎年の各種の税金を矢張り必らず期日どおり完納しなければならず、滞納はできない。そこで地主は自から進んで佃農を召請し耕作に従わせざるを得ないのである。時には地主は佃農に田地をあたえる外になお耕牛・種子・肥料・食糧、それに現金等を供給して、彼の生活を安定させ、耕作に專心できるようにしてやらねばならぬ（前出書二九頁）。

（同省臨川縣）佃農の耕地承攬の情形は南北兩鄉で甚だ異っている。南鄉はやゝひどく「共匪の蹂躙」を受け、そのために地主が佃農を召請して耕種させるものが多く、その情形は宜黄に似る。北鄉の佃農は矢張り必ず人に仲介を頼み、地主の同意を經て租約を立て、また必ず押金若干を納めて、始めて耕種を許される（同上）。

（河南省睢河縣）佃農は須らず先ず人に頼んで地主に紹介してもらい、それから佃田字據を立て、仲介人の署名を得て地主に送り保管させ、同時に必ず押金若干を納めねばならぬ。……墾荒地區や城市から較々遠く治安不良の處では、地主は往々佃戸を召請して耕種させており、押金を納めるにはおよばない（同書二五頁）。

牛具種糧肥料及び若干の資金を持ち自立的な營農のできる佃農が一定の密度を以って存在しその間に競佃の關係が生じた事態において、始めて地主が居ながらにして承佃の申し出を待ち、これに選擇を加え、且つ押金を徴取できたことが明らかであろう。この中人說合の慣行の下では、承佃者の選擇は實質上請佃者が地主に紹介される以前に中人の斡旋による現佃戸と競佃者達との交渉でなされている。『安徽省之土地分配與租佃制度』（一九三六年）は、その間の事情を「紹介者は紹介の責任を負い、その地位は頗る重んぜられる。業主と農民が未だ面識がなければ、その勤惰や性格の如何はすべて紹介者の說明のままである。若し數多くの農民が租佃を爭う時には紹介者の斡旋にたのむ處は更に多くなり、何んとかその助けをかりて耕作の權利を得んものと紹介者に謝禮をおくる。農民から見れば理の當然であるが、しかし紹介者がこれに

乗じて財物を強要するのもまた避け難い成り行きである」（五九頁）と記している。現佃戸自身による租田の轉替は可能であるが但し事前に地主の承諾を得なければならぬというのも、後佃者の選擇に關する現佃戸の地位を示している。

こうした承佃者選擇の手續きは、現佃戸の利害とも絡んで自然に工本私酬の慣行を發達させる。先ず留意すべきは肥料立毛賠償である。民商事は、湖南省長沙縣の項に「凡そ主佃が契約を解除するときは、地主より退佃せしむると佃戸より辭退するとにかゝわりなく、若し冬春時に在って、佃戸が該田に對して已でに耕作に着手し、犂漚糞（糞）草等の費用をついやせるときは、新佃戸は必らず『頂項』を酌與して舊佃戸の損失を掘補せねばらぬ。頂價が幾何になるかは前後の佃戸に自から議定せしめ、地主は別に過問しない」（六一〇頁）と記し、湖北省漢陽縣の項に「地主が退佃させる場合にはその佃戸の未穫の冬糧の種子及び肥料の費用は地主に賠償を請求し得る。若し佃戸自から退佃を請うときは地主は賠償の責を負わず、前佃と後佃とが自から交渉するにまかす。但し後佃はその冬糧の收益を得るのであるから當然に賠償を酌與せねばならぬ」と記し、麻城縣竹谿縣では、その賠償額は「冬糧の收穫の額數を超過するを得ず」と記し、鄖縣では「其の賠償の額數は收穫の額數を超過する者が多い。蓋しこの地方に退佃者を優待する說があることに因る」（以上一一一三頁）と記している。この種の賠償は農業經營の集約化が進むにつれて益々重要な意味を持ってくるが、注意すべきは賠償交渉が前後の佃戸に委ねられる中に退佃者優待の說が加味されて賠償の意味が變化し錢額が添增される傾向を見せていることである。民國時代に入って後の崇明縣では「田面」轉頂の際に前佃者へ「辛力工本」を酬償する契書が草麥契（糞草麥種の契）と呼稱されているが、[16] これらの事實は肥料立毛賠償の慣行が容易に工本私酬の慣行へ発展することを暗示するものである。因みにこの賠償慣行の出現は、唐の田令の職分田の規定に「若前人自耕未種、後人酬其功直」という一節に認め得る。

肥料立毛の賠償から工本一般の私酬へと進んだ例は、魏頌唐『浙江經濟紀略』（一九二九年）に、上虞縣では「人多く田少きに因って種田をねがう者も亦須らず頂價を出さねばならぬ。而し承頂した田に就いて業主の方では決してその永佃權

を公認はしない」（『中國經濟年鑑』G一八五頁）と記し、民商事の湖南省漢壽縣の項に、郷間で良く見られる慣例として「甲が田百畝を持ち、これまで乙が承佃耕種して長い年月を經ているとき、にわかに第三者の丙がこの田を租田しようと謀り、乙がまた退佃に甘んじない場合は、丙は須らず乙に錢若干を掘補せねばならぬ。この出費は永久に返還されることはない。だから沈潭費と名づけている。掘補の多寡は田畝の肥瘠による」（六〇八頁）と記すが、但しこれらの報告では工本私酬の慣行を生じた事情ははっきりしない。この點では次の二例が興味深い。

先ず劉端生「蒼梧農村雜記」（一九三四年『農村通訊』）で、廣西省梧州城の南六十里の冠蓋區（十郷）では冠南・冠北の兩郷に特に土地所有が集中し、且つこの郷の地主達が他郷の土地を買入れるために五郷中に一種永佃制の前期的形態として賣田不賣耕＝いわゆる自賣留種、耕作地を田と耕との二つの部分に分ち耕を保留して田を賣るもの＝が通行していることを指摘したのち

小農民はその田地を出賣するとき、寧ろ價格を賤くして土地を手許にとどめ自から耕作しようとする。それは田少なく人多く租田が容易でなく、原有の佃戸に變動を生じるのは習慣上甚だ稀であるからである。租田を耕種せんとすれば、却って現佃戸に直接交渉しなければならず、相談がまとまってもまた必らず若干の糞脚錢を出さねばならぬ。その金額は大概田・耕併賣の價格と賣田不賣耕の價格との差額に等しい。この糞脚錢なるものは由來已でに久しく、非公式のものではあるがとっくに公然の秘密となっていて一般の佃戸の轉租の際に盛行している。田地は甲より乙へ、乙より丙へ、丙より更に丁へと移轉することが可能であり、その都度より高額の糞脚錢が收取されるが、一旦地主がこの田地を現地の自作農に出賣して買主が田地を收回し自から耕作する時は、佃戸甲乙丙丁は必らず私かに轉々と回贖し最後の佃戸がその糞脚錢を收回できぬことも良く有ることである。

と述べている。次は陳翰笙『廣東的農村生產關係與農村生產力』（一九三四年）で、廣東省英德縣の東北部と翁源縣の石公・福興郷等の租田の三割を占める糞質田について

糞質田が租田される時には新佃戸は相當の代價を前佃戸に與えねばならぬ。また糞田で佃戸を取り換える時は、地主は前の佃戸に代って次の佃戸に代價の請求を聲明するものである。若しその代價に定った額があれば地主が聲明の際に併せてこれを傳え、然らざ

るときは前後の佃戸が自から相談して決めなければならぬ。萬一前佃戸の要求が高額に過ぎて換佃に支障をきたすようであれば地主が割って入って調停し、前佃戸を抑えて從わせることになる。翁源の黄漢奔氏の說によれば、糞質田の來源は二つを出ないという。一は元來やせ地で收穫が充分でなかったのを佃戸が工本を惜まずに繰り返し肥料を加え灌漑を施してのちに收穫が增加したものである。この結果租田轉替の際には工本を消費した佃戸が代價の回收を要求する。この代價が俗に糞水錢と呼ばれる所以である。二は元來沃地で佃戸は常に普通の水準以上の增收を得ている。從って佃戸は耕作權を放棄する時もなお幾何かの利益を求めて强要するのである。地主はこれに對して初めは當然に反對をするが、しかし次の佃戸が肯えて要求のまゝに支拂わねば、前佃戸は作物や水利の面でひどい報復を加えるにいたる。次の佃戸は緊急に田畝を借り入れたいために必らずこの糞水錢を承諾する。そして地主もまた次第にこのやり方に慣れていく。

と記している（資料續五五五～五六頁）。

これらの報告で先ず目に付くのは、この慣行が佃農勞働の相對的供給過剩、いわゆる地狹人稠の狀態で發生していることである。上虞縣及び梧州の例がこれを明記している。租田が容易であれば特に代價を要求される田を借りる者はないからこれは當然のことである。第二は、この慣行が租田不易に乘じた前佃戸の後佃戸に對する要求抗爭を通じて成立し、先ずは農民佃戸間を規制する慣行として發達していることである。これは四例に共通する。第三に、地主は自からをこの慣行の局外におき、從って賠償の責任を負わず、ただ前後兩佃戸の爭いを抑えて圓滑に換佃を行ない租佃關係を安定させる目的から、また恐らくは佃戸の工本投資は地主自身の租米收入を安定させるものであり從って投下工本に對する前佃戸の主張を擁護することは結局は己れの利益につながるという判斷から、つまり地主自身の利益に合致する限りにおいて、この慣行の發達に手を貸していることである。これは最後の例に明記されている。

こうして農民佃戸の間に普及確立した工本私酬の慣行は、地主が租田の轉替を佃戸に委ねている間は地主に累を及ぼさなかったが、一旦改佃收回の擧に出るときは當然に問題を生じた。民商事の福建省福安縣の項に「前清の時には福安の田・山・地面は皆佃戸より人に轉替す。甚しきは轉々と相替するに至り、累が地主に及ぶときは閱時既に久しく、地主は替

價をもって一一代還するに非ざれば即ち調佃或いは轉賣する能わず」（五五七頁）と記し、連江縣の項に「この外にまた本より田主に非ず、他人の田根（他處でいう田面）或いは根・面（他処でいう田底）俱全の田を承批して耕種すること年久しく、轉々承批して甚しきは閲時數十歳、歴佃十餘人に至るものあり。この時佃戸にはあたかも根主權の效力を生じ、田主が退佃せしめんとするも勢い自由にし難し。故に連江の民事訴訟にては覇佔掎租の案件が十に八・九に居る」（五四四頁）と記すのは、その事態を傳えるものである。

通常永租田におけるこうした租田轉替の實狀と肥料立毛賠償及び工本私酬の慣行の發達は、田面の轉讓に對する地主の規制を後退させていった力が如何なるものであったかを推測させる。

附項2　舗底慣行

工本概念の抽象化が進んだ事態を知らせるのは、城市の租房に開設された店舗に發生する舗底權である。滿鐵調査月報二一卷一〇號に譯載される辯護士沈鴻勛氏の一九三九年七月の放送講演「北京市の舗底權について」によると、舗底權には先ず「營業の用に供するため、相當の屋租（家賃）を支拂いて借受けた舗房（店舗）を、永遠に使用するところの一種の『他物權』であ」る房屋舗底權があり、この權利の所有者を舗底主・舗東、舗房の所有者を房東、舗底權を負擔する舗房を舗底房、と呼稱し、舗底權は舗東が賃借した舗房の空地に房屋を增築したり、その他重要な修繕を加えて著るしくその價格を高めた場合に發生し、舗底主は舗底權を處分し舗房を他人に轉貸する權利を持ったという。また房屋舗底權のほかに、舗東がその店を在來の什器、例えば木製のカウンター（木櫃）・陳列棚（貨架）・机・椅子など凡そ店内の設備をそのまゝに据え置いて第三者に讓渡し、第三者がこれに對價を給付した場合に讓受人たる第三者に發生する家俱舗底權、店舗の讓渡に當って讓受人に從來の商號（字號）をそのまま使用して營業することを許し、讓受人がこれに對價を支拂った場合に發生する字號舗底權、の舊慣があったという。

この沈氏の講演は現行法で容認された房屋舗底に就いて現行法による解説を加えることを目的としたもので、舗底慣行の正體は明らかではないが、その不備は民商事に載せる慣行報告によって幾分補なうことができる。先ず湖南省長沙湘潭縣の「頂空」慣行として、「長沙の商務は清の光緒乙未（一八九五）より以後次第に發達して近ごろは特に繁盛し、土一升金一升の有様で昔より數倍している。房主の方では固より租金（やちん）の收入を増すことができるが、しかし佃戸（たなこ）もまた空架に藉りて要求ができ、頂空と呼んでいる。たとえば甲が乙の房屋の市面を賃借して多年營業し佃約解除にいたる時は、甲は店内の陳列棚を以って房主の乙或は後佃の丙に頂項を要求できる。これを拒めば乙はその所有權を行使できない。調査によれば、頂空の慣習は光緒三十年（一九〇四）以前では高くても四・五十元から百元に及ぶのみであったが、今ではいずれも百數十元から數百元ほどに至っている。この慣習は長沙から始まって次第に湘潭の方面に及んでいる」（一一六一頁）と記すのが參考になる。この頂空は沈氏の言う家倶舗底であるが、家具そのものが頂空發生の眞因でないことは「藉空架爲要求」の一句が示している。家具はこれに意義あらしめる條件があって價値を持つ。眞の原因は商務繁盛による市面店舗の營業收入の増加であり、その表現たる舗房租金の高騰である。乙の舗房に就いて言えば、佃戸甲の多年の營業の成果たる舗房價値の増大であり租金の高騰である。つまり甲はこの事實を踏まえてその功勞、いわば工本投下の賠償を要永しているのである。福建省漳平縣の「流替小税」の慣行として、「租戸が租定した店は、如し自から休業するときは他人に轉租するを得。これを流替と謂う。流替の時に若し租金を加増するを得ば即ち原租戸が取得すべき利と爲し、名を小税と曰う。甚しきは一替再替して以って多手に流替するに至る者有り。業主は原租戸より原約の租金を收取するほかは幾んどその處分の權を失なう。云云」（一〇八一頁）と記すのも同様である。これは沈氏の言う房屋舗底に當るが、内容は頂空と變らず、原租戸の營業活動が當該舗房の價値を高めたものと見てその租金の加増額が原租戸の利得とされ、田面の小租に當る小税を收取する權利を得ているのである。この種の權利は、更に露店設營地にも發生していた。江蘇省碭山縣の項に「佔有營業地點」として、「小本の管業、沿街に攤（＝露店）を設くるに、初めは地主の許可を得るも、日久しければ則ち

該地點は佔有する所と爲り、他の人は該地點は彼の所有に非ずと謂いて之れを佔據するを得ず。往々佔據すること日久しくして營業せざるに至るとき竟に金錢代價を以って他人に退讓する者有り」(三七三頁)と記している。この露店設營者の權利の根源が、彼の長期にわたる營業によって該地點の露店設營地としての價値が高まり營業收入が增し從って賃地錢＝租金が高騰したことにあり、租金の增加が地主所有權の行使を妨げ營業收入の增加が退讓價格を產んでいることは明らかである。

この舗底慣行は城內租房の店舗に關するものであるだけにその權限の母體は田面の場合より一層抽象化され、店戶一人の功勞には歸し難い都市商業の繁榮による舗房價値の增大、店舗收入の增加、舗房租金の高騰までが舗房の頂價や小稅に結實して店戶の利得を增している。これは田面の私頂價格の變動とその背景を考える場合の興味深い參考資料である。

三　田面の頂價による奪佃の抑制と佃戶耕作權の相對的安定

田面の轉讓に對する官頂規制が後退するとともに、益々工本概念の抽象化がすゝみ、田面の餘利の社會的價値の上昇、租田の需給關係の逼迫につれて次第に田面の頂價が添增され、遂には田面價が田底價を凌ぐにいたる過程を右の如く考察して、こゝで始めて田面と佃戶耕作權との關係を論ずることができる。

租佃契約は俗に不欠租不撤佃と稱し、佃戶に欠租その他の不法行爲があるときは解除された。これは田面の有無に關わりのない通例であった。土地所有者たる地主にはその生命線たる收租權を侵害されてまで租佃契約を尊重すべき義理はない。まして地主はその所有地に就いて公課を負擔しているのであるから、これは全く理の當然といえる。『安徽省之土地分配與租佃制度』(一九三六年)は、この點について「主佃關係が能く維持されて崩れない所以の最大のポイントは、佃戶が能く期日どおりに租を納め決して拖欠をしないことにある。佃戶が時常(しばしば)租を欠くのは最も地主を不決にする。租約面では多く佃戶の欠租は押租より控除す可しと明記しているが、しかし地主は決してそうするのを望まない。その結果地主は

多くこれに因って撤佃し別に佃戸を募る。永佃の田地も、如し欠租が太だ多ければ、地主もまた撤佃し得る」（九三～四頁）と述べている。もっともこのことは直ちに有田面の租田で頻繁に奪佃が行なわれたことを意味するものではない。本書は後文に「しかしこうした情形（欠租奪佃）は何時も見られるというものではない。佃戸は既得の永佃權を決して輕々しく失なおうとはしない」と記し、また別に「農民は田地を視ること生命の如く、普通の狀態では決して荒れるがまゝに委せたり田租を滯納したりはしない」（六五頁）とも記している。しかし租佃關係は地主がその所有地を農民に耕作させて佃租の形で農民の不拂い勞働を搾取するものである。これが租佃關係の本性である。この本性を否定する欠租に就いては當然に嚴しい應待がなされる。

先ず民商事の物權編の冒頭、直隷省天津縣の永佃權の解說に附錄する「合同」契は、本縣の欠租案件中より轉載したもので

（略上）毎年毎畝租價大洋五角五分。永(A)不長租。議定。毎逢十月初一日交納租價。自租之後。準租主不租。亦(B)準轉租轉兌。如至期租價不到。準許業主將地撤回。如至開種地畝之時租價不到。有中人一面承管。此係同中三面言明。倒(C)東不倒佃。云々。

という文言が見えている。租額の固定(A)、轉租轉頂の承認(B)、倒東不倒佃(C)は、これが有田面の租約であることを明示している。だがこの租約は毎年十月一日に佃租が送納されない時は地主が土地を取り上げること、翌年の耕種期まで佃租が送納されない時は租約の中人がこれを負擔すること、を承認している。馮紫岡編『嘉興縣農村調査』（一九三六年）に紹介される民國時代の「付度據」の書式では（四四頁）

（略上）當日立付度據。並收田面洋若干元正。議定租米若干。毎年到冬。即將乾潔好米一併照市交還。不得拖欠。（略中）自租之後。如不欠租。歷年耕種。雙方允洽各無異言。

という文言で、佃租の拖欠を許さないこと、佃租を欠かない限りにおいて歷年耕種が認められること、主佃雙方これに異

議なきこと、を誓約している。同じく「副度據」と呼ばれる佃契が民商事に江蘇省寶山縣の沙田地帶の「圍岸築埒挑併成阜」の田面の契書として紹介されているが、これにも「按畝認業完納」の文言が見えている（三四四頁）。

このほか、民商事の浙江省景寧縣の項に「若し田皮所有の人租を欠きて完うせざれば、田骨所有の人は即に別に招佃を行ない或いは收回自種するを可さる」（四八三頁）と記し、江西省靖安縣の項に「嗣後該山地面の利益は均しく佃戶の永遠收管に歸し、且つは他人に轉批す可く、業主は干涉するを得ず。欠租を除くの外は其をして退佃せしむるを得ず」（一〇〇九頁）と記し、『中國經濟年鑑』（一九三四年）に浙江省の山田について「若し佃戶が承種の時に他人より轉佃せしもので曾って若干の代價を支出せる者は、佃戶が租を欠かざれば田主は更換する能わず」（G一八二頁、據經濟中外週刊）と記し、また同省遂安縣の項に「田地は業主・佃戶が各々買賣の性質をそなえ、佃戶が租を欠かざれば業主は自由に管種するの權なし」（G一八七頁、據浙江經濟紀略）と記し、福建省閩侯縣に關する一九三二年の調査に「如し根田主（他處でいう面主）に欠租等のこと有れば面主（他處でいう底主）も亦換佃を可さる」（資料正九一〇頁）と記し、田面主の缺租が租佃契約の解除の原因の第一位に置かれていたことを明示している。有田面の租田では缺租は佃約解除の原因とはならぬという主張は事實に反する。勿論、租滯納の許容額とか許容期間とかは存在しない。

租佃關係と租田の底面分管關係とは別個のものである。租佃關係は不缺租不撤佃の通例に據って破棄し得ても、これによって直ちに底面分管關係まで解消されるものではない。底面分管關係は地主が然るべき田面の對面を賠償して始めて解消される。有田面の佃戶との租佃契約をその缺租を理由に解除し改佃を行なおうとする地主を待ちもうけていたのはこの田面の賠償問題であった。民商事は、直隷省天津縣の「死佃」の項に「業主が奪佃するときは須らず佃戶に相當の賠償を給すべし」（二〇頁）という宣統元年（一九〇九）に縣議事會の議決を經た「對於死佃之辦法」を掲げ、江蘇省各縣の習慣として「解約の事實が發生したときは、業主は即に相當の地價を酌退する（退還する價額は田價の四分の一ほどである）」（三一七頁）と記し、安徽省貴池縣の項に「未墾の荒に佃戶を召して承墾せしむるときは、必ず佃戶が墾熟して利を穫るの後

を俟って方めて能く約を立て畝を按じて租を計る。但だ佃戸が承種する能わざる時は、他佃に私頂して接種せしめ頂禮銀若干を收回するを得。業主は即ち後の佃戸に向って換約し直接に收租する。如し業主が佃戸の缺租に因って其に退莊せしむるときは、また必ず開墾の工資を酌給して退莊費と爲す」（三九六頁）と記している。『中國經濟年鑑』（一九三四年）は「湖南・福建・浙江等の省の山の多い處では、荒山が開かれ竹木が林を成すときは、承種者もまた永佃權を取得し、故無く撤佃はできず、撤佃の時にはまた須らず價の照く工本を賠償せねばならね」（G七七頁）と記す。劉大鈞『我國佃農經濟狀況』（一九二九年）は「永佃と定期租佃の利點は固より佃戸を保障するに足る。然し同時に田主に於いても決して不利ではない。……蕪湖の習慣では、如し佃戸が屢々缺租を行なうときは、田主は肥土を頂受した契約を提出させ、契約に記す價格に照して缺租を差引き（殘額を）償って退佃せしめることができる（田主可令將頂受肥土之契約交出、按約中所載價目扣去欠租、償令退佃）」（一九頁）と記している。田主が佃戸に肥土の頂受契を提出させているのは、この肥土が私頂によって轉讓されていたことの反映である。なおこの頂價は「佃戸が肥土を頂讓する價は、上等の田では每畝五十元に達するものがある。そしてこの時の田主の田價は僅かに三十餘元である」（一八頁）と傳えられる。また『東陽農村經濟』（一九三二年）に、浙江省東陽縣の「佃銀」について「佃戸は地主より租田するとき佃銀若干元を先納して永佃權とする。凡そ田主は隨意に佃戸を取り換えて耕種させることはできぬ。佃戸の租課未濟が必要であり、而も取り換えてしまっても亦佃銀を返還せねばならぬ（除非佃戸租課不清、而撤掉亦要吐還佃銀）」（資料正六一六頁）と記し、『浙江省農村調査』（一九三三年）に、撤換は「必ず佃戸が租課を完濟しない時でなければならず、たとえ撤換してもまた佃銀を返還しなければならぬ（除非佃戸不清租時、即使撤換、亦要吐還佃銀）」（九頁）と同樣の解說をしているのも參考になる。

これは全く理の當然である。田面の價格が缺租によって相殺されていない限り、地主はなおその殘額を賠償する義務を負う。それ故に缺租奪佃が實現するか否かは、結局は田面の賠償に充當し得る遊休資金が地主自身の手にあるか否かに係っていた。一九三四年十月十日の「上海大晚報」に載せる俞覲如「常熟農村現狀調査」は、その一節に

田面權是與地主所有權並行的，與所有權分離而獨立存在。田面權屬於佃農所有。其移轉價格，常較所有權爲高。如現在田畝所有權的買賣，每畝稻田最高三十元、田面權尙値六十元。棉田所有權最高二十元，田面權値三十元。地主對於佃農僅有收租的權利，對於田面權之買賣移轉，不能干與。（略中）除佃戶因缺租撤佃時，田面權纔告喪失。（資料續三〇頁）

と記し、「佃戶が缺租のために撤佃されて、始めて田面權が喪失する」と述べているが、實情では撤佃は甚だ困難であった。この前年、一九三三年七・八月の調査に據る『江蘇省農村調査』に附錄する八月八日の調査日記は「地面權は現金を以って買得し、其價は且つ地底より高い。農村全體の不景氣のために、地主は往々にして贖回する力なく、佃農もまたよく此れに藉って地主を刁難しめ紛爭を釀し出す。常熟で辯護士稼業が特に繁昌する所以である」（八二～三頁）と明記している。この場合「地主往往無力贖回」と言うのは必ずしも田底主が貧窮していたことを意味しない。八月四日の日記は「常熟の佃農が地主の搾取を受ける情形は聞くも悲慘である」と述べ、地主達が佃農の現金枯渴に乘じて所謂「一粒八」（白米一石を貸して糙米一石八斗或は一石九斗を取る）の高利貸を行なっていたことを指摘している（七九頁）。地主達は田面贖回がもたらす租米收入の增加と田面價錢の放債によって得る收益とを兩天秤にかけて、當面の田面贖回の利・不利を判斷しているのである。無論この地主達が佃戶の欠租を拱手傍觀する筈はない。常熟には既に長い傳統を持つ半公半私の世襲的な催徵吏の制度があって、この催徵吏が官衙の稅糧を徵取し兼ねて大地主の依賴を受けて私租の催納に當っていた[11]（同上六〇・八三頁）。こうした事情は公權力の利用を一層容易にする。『中國經濟年鑑』（一九三四年）の常熟縣の項に「去年（一九三二年）は豐作であったが、然し穀價賤しく農民は大いに影響を受けた。加えて連年不作であったために地主の追租は益々嚴しく、農民佃戶は負債に交々迫られ、一時に支拂いに應じるのは頗る困難であった。このために業主が追租して償なわぬと直ちに佃戶を獄中に拘禁するものが數え切れなかった。昨年冬の調査では拘禁中の佃戶は實に五百餘人を數え、看守所はすし詰めの狀態となり、衛生上大いに障碍を生じて病に犯される者も珍らしくなかった」（G一七四頁）と記すのは、これを傳えるものである。

地主自身の手許に田面賠償の資金がない場合でも、別に有力な承佃者があれば奪佃を行なうことができた。劉大鈞『我國佃農經濟狀況』（一九二九年）に、浙江省平湖縣に就いて「地少なく人多く田面の價格が騰貴したことに因つて田主は自から耕種する能わず、また直ちに他の人に推與して租米或いは餘花租を收取する」（一七四頁）という一節が見えるが、このように承佃者があれば地主は田面賠償の負擔を承佃者に轉嫁して奪佃を行ない、且つその改佃の際に欠租を追償することができる。民商事の安徽省英山縣の項に「永佃權を持つ佃戶は佃權を他人に轉頂できる。ただし新佃戶が如し佃戶に欠租の有ることを知った時は須らず頂價より欠租を控除して地主に交付し、方めて能く地主の認可を得る」（九〇六頁）と記し、『江蘇省農村調査』に「佃戶が田面を出賣するには、道理から言えば必らず先ず地主に通知しなければならぬのであるが、後來（さいきん）では地主の阻難と壟斷とを免るべく、佃戶は先ず田面を賣ってそれから地主に通知する。たとえば田價が二百元にあたれば、買主は往々先ず佃戶に一百元を與え然る後に佃戶から業主に通知させて佃戶の欠租の有無を通問させ、こうして事前に一切の紛爭を除き去ろうとする」（四一頁）と記すとおりである。しかしこの方法は田面の賠償負擔が農民一般の資力に比してやや輕い間は有效であっても、佃戶が常により有利な條件を求めて田面の私頂を行ない、頂價を添增し、佃農層の淘汰が進んできた後においては、效力は薄れている。『豫鄂皖贛四省之租佃制度』は「例えば安徽省の舒城縣で九市畝を佃種するに要する資本はほぼ河南省の汝南・上蔡縣で八十市畝を佃種するに要する資本に等しい。蓋し舒城縣では田地を租種するのに須らず佃權を購買せねばならず、それ故に必要な資本が自然と多くなるのである」（三四頁）と記し、また永佃農の生活の安定にふれて「ただしこの種の田地は新佃農が承攬耕種する際には必らず重價を出して佃權を買入れねばならず、所要資本は常にその他の活佃（無田面）の佃戶の所要額より數倍も高く、殊に容易ではない」（一一二頁）と記し、田面の賠償が佃農にとって容易なものでなかったことを傳えている。こうした事情で、田面價はその高騰とともに周邊農民の競佃をしりぞけ、地主の奪佃を抑制して、現佃戶の耕作權を護る障壁と化す。だがこの事態に到ると、收租をめぐる主佃の對立は俄然尖鋭化する。佃戶の欠租が田面價を相殺するのを氣長に待てる程の資力のある地主は別として、一

般の地主は毎年毎季の佃租の必徴を期す。何故なら奪佃力を失った地主にとっては一旦取り損ねた佃租を追償する機會はないからである。一方佃戸もこの地主の弱點を衝いて時に抗租に出る。こうして兩者の對立は暴力を產み、前述の常熟縣の如き事態を生じ、また稅糧負擔を佃戸へ轉稼して欠租を取償することが行なわれる。

因みに藤井氏は、筆者が嘗て前引の兪覲如氏の報告の末尾の一節を以って田面は欠租剝佃を排除できぬという判斷の傍證としたことに對し、仁井田說を援用してこの報告では先ず第一に田面權は地主所有權に並行獨立する存在であり地主は田面の賣買移轉に干與できないと記す部分を「田面權の本質を衝いてゐる」ものとして注意せねばならぬと主張し、「草野氏は自說に都合のよい部分のみを馮氏（編者馮和法氏を指す）の解說から抽き出し、都合の惡い部分を無視するか、或いは殊更にオミットしている」（藤井氏前出書五一頁）と非難されるのであるが、これが無理な非難であることは右の考說で明らかであろう。田面田底が法的慣習的に並行獨立した性格を持つ存在であることとその並行獨立の兩權が租佃關係を以って結ばれた場合の兩權の交涉關係の如何とは全く別個の問題であり、都合の良い部分とか惡い部分とかの關係にはない。藤井氏には工本の賠償負擔が地主農民の奪佃を抑制することに就いての注意が全く欠けている。氏は輕耕錄に收める農夫司大の說話は田面慣行の存在を示すという筆者の考說を大膽に否定し去られたのち、自から「司大の投じたであろう工本は何等佃權の、即ち耕作權の安定に寄與せず、……ただ工本に當る金額を不當に（一割）値切られたものを耕作繼承者たる李より受取ることが出來ただけで」「工本の持つ積極的意義は全く失はれてしまふ」と疑い、かさねて筆者の考說を「これは一般的に言って工本の投入や頂首の納入が直ちには必ずしも一田兩主とか田面權の成立を意味しないことに無知な暴論で、全くお話にならないものである」と手の混んだ非難をされる（前出書八〇―八一頁、傍點引用者）。そして耕作權の安定が何によってもたらされるか說明がつかなくなり、「田面權」は「佃戸の（地主所有地に對する）開墾・土地改良（水利を含む）や頂首銀の（地主に對する）納入に成立の契機を有しながらも、それらに依って直ちに田面權の成立する場合は稀で、多くはその後更に相當の年月の經過と既成事實の積み重ねとに依って」「自然に時效取得されるのが普通であ

った」（前出書七九・五三頁）と、田面權＝永佃權自然時效取得說を唱えられるが、工本の負擔がそれ程に輕微であり、その償還がそれ程に安易であれば、そもそも地主が工本を佃戶に負擔させて田面慣行が出現することもなかったであろう。人間社會の慣行や法律は人間の社會關係・階級狀況を抜きにしては論じられない。

おわりに

佃戶工本錢額の評定＝租田の現勢評價をめぐる地主と退佃者との爭いに、承佃を求める周邊農民の競佃がからんで、次第に田面の官頂規制が後退し、田面が佃戶相互間で自由に轉頂されるうちにその價格が租田の地力の增進と土地の需給關係の逼迫とに應じて益々添增され、かくして高騰した田面價格に對する賠償負擔が地主及び周邊農民の競佃奪佃を抑制し現佃戶の耕作權を相對的に安定させることは、以上の考說で明らかであろう。田面權は通常永佃權に等置され、田面を持つ佃戶は永久に耕作する權利を持つと考えられているが、これは誤りである。佃戶耕作權の安定の度合如何は一に田面價格の持つ競佃抑止力の度合如何にかゝわっていた。それ故に耕作權の安定という點に限って言えば、押租田においても押金（＝頂首銀）額の高騰とともに全く同樣の現象を生じるのである。そしてまたその故に、工本田と押租田とが何れも同じ面田として同列に論じられるという混亂を生じるのであるが、しかし兩者は決定的な點で異っている。工本田の性格は押租田に比較するとき更に明確になる。この問題は續稿で檢討しよう。

註

① 拙稿「舊中國の田面慣行―田面の物質的基盤と法的慣習的諸權利」熊本大學法文論叢三六號、一九七五年三月、を參照。

② 註①拙稿參照。

③ 片岡芝子「福建の一田兩主制について」歷史學研究二九四號、四四頁所引に據る。

④ 註①拙稿參照。

⑤ 續稿「舊中國の押租慣行」で詳述する。

⑥ 仁井田陞『中國法制史研究―奴隷農奴法・家族村落法』東京大學出版會、一九六二年、七六一・七六二・七六七・七六九・七九六・八二〇頁を參照。

⑦ 註①拙稿參照。

⑧ この問題の検討は續稿「舊中國の田面慣行―その歴史的展開―」（仮題）にゆずる。

⑨ 續稿「舊中國の押租慣行」參照。

⑩ 續稿「舊中國の田面慣行―その歴史的展開―」を參照。

⑪ 天野元之助『支那農業經濟論』上、改造社、一九四〇年、三一九～二一〇頁參照。

Customs Regarding Topsoil in Old China——Topsoil Transfers and the Rights of Tenants

Yasushi Kusano

"Topsoil" (tian-mian 田面) originated where land productivity was augmented by the investment of the tenants' labor (this was known as gong-ben 工本) in improvements of the irrigation, the fertility, and the cultivable area of the land they were renting. Accordingly, the tenants obtained rights either to demand a return on their gong-ben from the landlords or, when this was not forthcoming, to secure increases in the area of the (rented) land which was its result. However, the landlords rarely paid back the investment of labor; the tenants were apt at the expiry of their contracts to cede the topsoil to other cultivators and use the price they received for this as the means of recouping their gong-ben. There were two procedures for ceding the topsoil rights: "official" (guan-ding 官頂) and "private" (si-ding 私頂). "Official transfer" meant that the topsoil temporarily reverted to the landlords' possession and was then allotted to the next tenant, so that the landlord controlled the price of the topsoil transfer and the selection of the next cultivator. The "unofficial" version meant that the tenant directly handed over the topsoil to a third party, the landlord did not intervene in the process, the third party might be anyone at all, and the price of the topsoil fluctuated in accordance with the supply of and demand for land and with the ability of the tenant to drive a bargain. Historically, official transfer preceded private transfer; the movement in the direction of the latter came with the erosion of the landlords' power to control the situation.

Tenancy contracts normally continued so long as the tenant was paying rent. There was no difference in cases where the tenant was the holder of topsoil rights: if the tenant ceased to pay his rent the landlord could abrogate the contract. But even if the contract was abrogated, the tenant's right to demand a return on his gong-ben remained in force. Thus in reality the landlord's ability to abrogate the contract depended on whether he himself could buy back the topsoil rights, or on whether prospective new tenants who were in a position to do so existed or

not. As the official transfer system broke down, the price of the topsoil increased steeply; as the cost of buying back the topsoil became prohibitive relative to the buying power of landlords and peasants in general, the security of tenure of the cultivators was stabilized. According to the conventional theory, topsoil rights were equivalent to permanent tenancy and peasants who had rights to the topsoil enjoyed permament rights to cultivate it. But this is an error. In fact it was only the difficulty of paying back the price of the topsoil which checked the landlords' ability to dispose of the land as they wished.

The Beginning of the Malacca Sultanate

Hisanori Wada

Malacca came under the influence of Islam in the first half of the fifteenth century owing to the activities of Muslim merchants, but it is clear—from the funerary steles of Mansur Shah, 'Ala'u'din, and others, from the coinage issued by Muzaffur Shah, Mansur Shah, and Mahmud Shah, from the designation "King Man-la-hia" 滿剌加國王 which appears in the Ming Veritable Records 明實錄, and from records such as Tome Pires' Suma Oriental—that the emergence of Malacca as a Muslim state took place around the middle of the fifteenth century in Muzaffar Shah's time.